

【論文】

聴覚しょうがい者と博物館

Barrier Free Plan for Deaf at the Museums

山本 哲也*

Tetsuya YAMAMOTO

1. はじめに

博物館のバリアフリー。筆者はこのテーマに関し、既に諸論を展開し、現在もその追及を怠らない¹⁾。研究史や実践の歴史、しょうがい者²⁾とそのしょうがいの認識、バリアフリー施策。様々な視点をこれまで検討しており、今なお新たな方策を求め、その必要性を感じている。バリアフリーというのはしょうがい者のためだけにあるのではなく、全ての人のためのものである。したがって、筆者はこれまで視覚しょうがい、聴覚しょうがい、肢体不自由、知的しょうがいなど、あらゆる検討内容を含め、それもしょうがいの別ではなく4つのバリア³⁾に基づいてその除去についての方策を主張してきたのであるが、本稿は敢えて標題の通り「聴覚しょうがい者」を対象とする。これは、特定のしょうがいに偏らずに、トータルな目で見ようとする本来の筆者の主義主張に逆らうものである。しかし、それを破ってまで稿を草しようと考えたのは、博物館においてしょうがい者に対する施策を考慮する場合、現状として視覚しょうがい者や車椅子使用者への視点に留まる場合があまりにも多いからであり、さらに図書館における聴覚しょうがい者に対する施策が、博物館が足元にも及ばない程遙かに充実したものとして認識される事実を知ったとき、敢えて焦点を細部に定めて論及する必要も感じるようになったからである。そのため本稿によって、博物館界、博物館学界の意

識改革を求めるのが第一目的であることを、まず表明するものである。

そして学芸員資格取得のための必修科目に「視聴覚教育メディア論」があるのだから、視覚情報に対する保障と共に、聴覚情報に対する保障もなされるべきことは、自明の理と言えよう。つまり、聴覚しょうがい者にとってのバリアは、改めて言うまでもなく除去されなければならないのである。

2. 博物館と図書館の聴覚しょうがい者施策研究

上述した通り、博物館における実践や研究の歴史を見渡すと、聴覚しょうがい者に対応される内容があまりにも少ないことが理解し得る。

拙稿「博物館のバリアフリー計画」において、既にしょうがい者全般に互る研究史の概観は行ってきたところであるが⁴⁾、聴覚しょうがいにのみ注目するとどのような状況が見えてくるかをまず確認し、その後図書館における施策の状況と比較することによって、今後のさらなる検討の必要性を述べてみたい。

日本の博物館界でしょうがい者を対象とした文章は、昭和5年(1930)の棚橋源太郎による『眼に訴へる教育機関』を初出とする⁵⁾。しかしそれは視覚しょうがい者を対象とする内容であった。その後の動向は、視覚しょうがい者を中心に、車椅子使用者やごくわずかながら知的しょうがい者への対応に関

* 國學院大學博物館学研究室

平成12年1月8日受理

する論考があるものの、聴覚しょうがいに対するものではなく、初出から約半世紀も後の昭和54年(1979)を待たなければならない。

この年、岩崎友吉により視覚しょうがい者、車椅子使用者への対応と共に聴覚しょうがい者への配慮が必要である旨の提言がなされる⁶⁾。前記2者への対応の在り方を述べた後、「受入側の更に一步進んだ態勢として手話による説明理解の方法がある。」と記し、その上毎日ではなくとも定期的な解説や少人数の座談方式を提起しているのである。博物館関係としてはこれが聴覚しょうがい者への対応に関する最初の提言であろう。

また同年の『博物館学講座』第8巻「博物館教育と普及」において、山田英徳が館種別状況として理工学系博物館を担当する中で、「身体障害者に対する教育活動」という項を設けており、「…補聴器兼オーディオガイド、点字解説ブック、手話による特別解説など研究すべき課題が多い。ある館においては一職員の自発的な手話の学習により、不自由な人びとに対する解説案内が可能となり、新たな教育活動を展開できることとなった。」と述べている⁷⁾。わずかなこの文章で聴覚しょうがい者への対応を全て可能にするということは、勿論有り得ないのであるが、当時の認識が所詮この程度に留まることを示すものということになろう。

さらに同じく『博物館学講座』で、昭和56年(1981)発行の第7巻「展示と展示法」では兵藤正明が館種別として専門博物館を担当する中で、「身障者への博物館活動」の項を設ける。そこでは東芝科学館の事例を挙げ、「ろう学校の場合は手話術を覚えなくても、正確な言葉を使って口を動かせば中学生でも充分、話を聞き取り理解してもらえる。」と述べている⁸⁾。確かにその時点ではそう思ったのであろうが、ろう学校での非手話政策、徹底して口話を強いたがために、それを感じさせない配慮がなされた可能性を考えざるを得ず、本当に充分理解できたいのかの不安が残る。聴覚しょうがい者にとっての手話、口話とはいかなるものかを理解すれば、このような発言は控えられたのではないかと予想するものである。

そして昭和56年(1981)の国際しょうがい者年となる訳であり、博物館界でもそれなりに動きが見られる。『博物館研究』で特集が組まれ⁹⁾、名古屋市博

物館では触察展示室が開設される¹⁰⁾。しかし、これらはほぼ視覚しょうがい者に対する施策に留まるものであり、とても総合的見地が加えられたと言い得るものではない。

昭和61年(1986)に出版された『展示デザインの原理』は、ロジャー・S・マイルズ編、の“The Design of Educational Exhibits”を中山邦紀が訳出したもので¹¹⁾、その第10章に「心身に障害のある観覧者」が当てられている。「身体障害者への配慮」(筆者註・肢体不自由を指す)、「視覚障害者と弱視者への配慮」、「聴覚障害者への配慮」、「精神障害者への配慮」と、各種しょうがいへ対応させる姿勢を見せる。このような総合的見地によるアプローチが日本人自身ではなく、海外の翻訳本によって初めて示されたというのは皮肉と言うべきであろうか。その中の聴覚しょうがい者への配慮としては、「聴覚を伝達法とする展示」には「スーパーインポーズ式」の採用を促し、さらに同章執筆担当のD.C.ゴスリング自身の経験から、見掛けは似ているが鳴き声の異なる2種の鳥について、鳴き声をソノグラム(声紋)表示することによりその違いを表現するという方法を公開している。そして最後に、「観覧の機会が障害の別なく充分活用されよう、展示ではあらゆる面の感覚体験を取り入れる」必要性を説く。これはその種別によって「学習様式」が異なるしょうがい者全てを対象とするもので、必ずしも視覚しょうがい者のみを念頭に置いたものではなく、その点でも評価に値するものであろう。

平成6年(1994)、日本においてもようやく総合的見地を加える研究が見られるようになる。駒見和夫による研究で、「博物館と障害者」¹²⁾において視覚しょうがい者など各種しょうがいへの対応と共に、聴覚しょうがい者への対応策を併せて述べている。その内容は、情報伝達・コミュニケーション手段としては手話よりも筆談の方が効果を発揮するというもので、さらに映像資料への字幕の必要性、難聴者を対象とする磁器誘導ループの採用の必要性を説くものであった。駒見はその後一連の論文を発表しており¹³⁾、さらに対応策を検討する。今後の博物館におけるバリアフリー関連の研究には不可欠の成果であろう。

平成9年(1997)の拙稿「博物館のバリアフリー

計画」は、前述した通り、全てのしょうがい者を対象としたものであり、勿論聴覚しょうがい者をも含めている。手話・口話・筆談という様々なコミュニケーション手段の検討は勿論、聴覚しょうがい者を考慮した災害時誘導用設備の必要性、そしてさらに聴導犬への視点なども含めたものである。とは言っても聴覚しょうがい者への対応のみを述べるためのものではないため、やはり全体ではどうしても視覚しょうがい者への対応が比重を占めていたのは認めざるを得ない。

平成10年（1998）には、日本障害者芸術文化協会により『アクセシブル・ミュージアム』¹⁴⁾が刊行される。これは、北は北海道立近代美術館、西は兵庫県立近代美術館まで、全国9館のバリアフリー化に関して訪問調査を実施し、それを報告すると共に各種問題点を指摘するものである。評価すべきは、調査に当たって必ずしょうがい者が同行している点にあり、さらに館側と調査者側との対話により、問題点追及をより深くする努力がなされる点にも敬意を表すべきである。調査者としてのしょうがい者の多くは、やはり視覚しょうがい者及び車椅子使用者であり、知的しょうがい者もいる。東京都現代美術館の調査のみ聴覚しょうがい者1名が加わっている。しかし、総体的に読み解いても、聴覚しょうがい者に対するバリアの指摘・検討は少ないようである。調査報告の性格が強くありながら、関係者各人の意見が統一性なく盛り込まれるせいもあってか、今後の解決策が明確に読み取れる状態にもなっていないように思われる。とは言っても、試行段階にあるようで、今後の進展が期待されるのは間違いなからう。

熊本県立大学・村上良知による全国の主要な博物館に対する、視覚・聴覚しょうがい者の配慮水準に関するアンケート調査の結果においても、調査内容に聴覚しょうがい者も対象に含めていることからわかる如く、結果にも勿論反映されている¹⁵⁾。職員の研修の必要性やボランティアの育成（手話など）、アストロビジョン・プラネタリウムの文字投影が可能な装置などの提言があったことがわかる。調査自体、聴覚しょうがい者をも含めていることが特長的である。今後さらに実態がまとめられていくことが予告され、その成果に期待するところは大きい。

これらの聴覚しょうがい者へ対応する研究動向に

対し、最近の総体的研究動向がどうなっているか、1つの例により窺ってみたい。

平成10年（1998）3月に、神奈川県立生命の星・地球博物館において『ユニバーサル・ミュージアムをめざして』と題するシンポジウムが開催され、筆者も発表の機会を与えられた。その後、シンポジウム発表内容に基づく内容と、博物館等関係者の寄稿（依頼原稿）によって構成される論集も刊行された¹⁶⁾。勿論それなりの充実した成果を挙げられたと確信するところではあるが、その副題が「視覚障害者と博物館」とされたように、対象がやはり視覚しょうがい者に留まるものであるのには、どうしても異論を挟まなければならないだろう。「ユニバーサル・ミュージアム」の提唱¹⁷⁾は極めて意義あることであるが、その「ユニバーサル」が象徴する「全ての人の」という意味とは、ある面かけ離れているのではないかというのを感じざるを得なかった。それが、筆者としては残念に思ったものである。勿論、これが徐々にユニバーサル化していくための第一歩であり、逆に生命の星・地球博物館のエントランス・ホールのブラウン管映像に手話映像が付加されている事実は見逃すべきではなからう。

なおこの他にも、最近の研究事例では、敢えて個別事例を挙げないものの、視覚しょうがい者のみを対象とするものは多数確認し得るのである。

このように、博物館界、博物館学界において、聴覚しょうがい者のみを対象に検討された内容というのを、管見の限りにおいて見出すことができず、またそれは事実と思われる。

さて、これらの博物館界、博物館学界の動きに対して図書館界、図書館学界ではどうかというと、その歴史こそ必ずしも古いとは言えないながら、活発な活動が展開されている様子が窺える数多くの文献を知ることができる。そしてその状況は、国際しょうがい者年刊行の『障害者と図書館』と、その後の『聴覚障害者も使える図書館に』や『すべての人に図書館サービスを』などにより、凡そ知ることが可能と言えるのである（写真1）。

『障害者と図書館』¹⁸⁾では、やはり視覚しょうがい者に関する施策が多くを占め、それも勿論弱視者をも含めたものである。しかしそればかりに留まらず、聴覚しょうがい者の施策がわずかながらも確実に含



写真1 図書館の施策を示す文献

まれているのである。斎藤禎子による「聴覚障害者と国語と図書館と」¹⁹⁾という重要な提言であり、受付におけるサービス業務の困難さや、聴覚しょうがい者の読解力についての理解を求めており、今なお尊重されるべき意見が盛り込まれたものであることは確かである。それは一書の中ではわずかとはいえ、博物館界で指摘された「手話解説を加える」といった程度に収まるものではないことを知るべきである。

『聴覚障害者も使える図書館に』は、国際しょうがい者年の5年後である昭和61年(1986)に日本図書館協会より刊行され、12年後の平成10年(1998)には改訂版が発行された²⁰⁾。改訂版は76頁に及ぶもので、副題に「図書館員のためのマニュアル」とあるように、充分参考となるマニュアルである。聴覚しょうがい者を知ることから入り、各種のサービスの理想的在り方、各種文献、団体・組織、情報提供施設や、さらに海外文献の訳出など、網羅的内容としてその評価は高いはずである。それも平易な言葉で極めて理解しやすく解説されているのが何よりも優れている点である。

なお同書の文献目録によると、昭和48年(1973)以降平成10年(1998)3月までに100件を越す聴覚しょうがい者に対する図書館サービス関連文献の存在を知ることができ、その事実をもってしても、博物館がいかに立ち遅れているかを痛感することになるのである。

平成6年(1994)には、『すべての人に図書館サービスを』²¹⁾が同じく日本図書館協会から刊行された。あらゆるしょうがい者への対応(サービス)を示すためのもので、聴覚しょうがいとは何か、聴覚

しょうがい者へのサービスとは何かという内容も勿論盛り込まれている。また、筆者未見ながら、国際図書館連盟(IFLA)による『聴覚障害者に対する図書館サービスのためのIFLA指針』も日本図書館協会から発行されており、いかに聴覚しょうがい者へのサービスを心掛けようとしているかが窺えるのである。

わずかこれだけのことから、同じ社会教育施設であるはずの博物館と図書館でその取り組み方に相違が見られることが理解され、今後の博物館での施策の必要性を感じることができると思われる。

3. 聴覚しょうがいの認識

一口に聴覚しょうがいと言っても、それを全て一括りにして考える訳にはいかない。各種しょうがいは法的に等級による分類基準があり、それと共にしょうがいの受容時期などによっても捉え方は様々である。

まず、「ろう」と「難聴」という分類が一般的であり、身体障害者福祉法施行規則による等級区分としても認識される。同施行規則では、「障害」全体で1～7級に分け、「聴覚障害」は2～4・6級に分けて当てられており、その基準は次の通りである。

- 2級 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)
- 3級 両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
- 4級 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの)
2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 6級 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの(40センチメートル異常の距離で発生された会話を理解し得ないもの)
2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

つまり、2級が全ろう、その他は難聴ということになる。また、聴覚とともに、言語しょうがい、ま

たさらには平衡機能しょうがいなども併せて理解しておく必要がある。「聴覚・言語障害」などと併記されることもあり、コミュニケーション手段を考える時、言語しょうがい者をも念頭におくべきである。

その数であるが、『障害者白書』平成10年版によれば、平成8年(1996)には18歳以上の在宅の「聴覚・言語障害者」が35万人であるという。2級が8万3千人、重複により1級と認定されるのが1万6千人であり、約10万人が1～2級の重度の「障害」であるとされる。さらに言えば、基準を欧米並みの40デシベルとし、その出現率を5%と考えると凡そ600万人以上と推定することができるという²²⁾。なお、これらと共に、各都道府県や市町村での状況を確認しておく必要があるかもしれないだろう。

次に、伝音性しょうがいと感音性しょうがいによる相違がある。伝音難聴・感音難聴という使い分けもあり、音を聞く経路の損傷部位により分けられる。伝音性しょうがいは外耳から中耳の損傷により、音を空気の振動として伝える伝送特性が変化するため起こるしょうがいである。感音性しょうがいは内耳・聴神経・脳のいずれかの損傷によるしょうがいであり、老人性難聴は代表的である。伝音性しょうがいは、補聴器により音声を聞き取ることができるが、感音性しょうがいの場合は補聴器を使っても効果は期待できない。一般にろうと呼ばれる重度の聴覚しょうがいは、感音性または両者の混合型(混合難聴)である。つまり、上記のように聴力レベルによって同級のしょうがいと認定されても、補聴器が同様に効果を得られないことがあることを理解すべきなのである。

最後に先天性しょうがいか、後天性しょうがいかという、しょうがいの受容時期によっても相違が見出される。つまりは生まれつきのしょうがいか否かということである。後者は中途しょうがい、中途失聴とも言う。しかし、中途しょうがいといっても、就学前であったり老人性難聴のような場合を同等に扱えないのも確かであろう。なお、上記の伝音・感音難聴などを総合し、残存聴力などにより、ろう者、中途失聴者、難聴者という3区分により説明されることもあるようである。

さて、次にこれらを根拠とする聴覚しょうがいの心理特性を理解しなければならない。まず、そのし

ょうがいが一瞥して理解されない、つまり視認されないことによる心境変化というのが考えられる。また、聴覚しょうがいを持つことにより、一方的に流される音声・音楽情報についての獲得が困難であるという立場を強いられることが予想されるのである。ということは、これらが相俟って最初から情報獲得のために消極的姿勢となる恐れがあることを知る必要があるということになる。聴覚しょうがい者が感じる不便さに関するアンケート調査²³⁾において、博物館等の社会教育施設は含まれないものの、それを代弁するであろう「遊園地や娯楽施設を利用するとき」にどう対処するかという質問に対し、回答数228の内4名と回答実数は少ないながらも「あきらめる」を選択しているという事実があることは見逃してはならないだろう。他の回答を選択した者でも、少なからずそう感じている場合がある可能性は考え得る。つまり、どのようなサービスを用意しても、その存在を認識できなければ、何ら意味をなさないことを示唆すると思われる。自らが聴覚しょうがい者であることは、必ずしも前もって明言する必要がない訳で、そのための充分なる施策を考案していく必要がある。

聴覚を失うということの重大性を知る必要もあろう。もし所謂健常者という立場で、視覚と聴覚のいずれかが失われるならば、どちらをとるかという究極の選択を強いられるとしよう。敢えて答えを言う必要はないと思われるが、その答えを実例に求めるとするならば、例えばヘレン・ケラーや福島智といった視覚・聴覚双方にしょうがいを持った人々は、聴覚が失われたことを同様に嘆いているのである。聴覚にしょうがいを持つということは、単に音や声が聞こえないということではなく、人とのコミュニケーションが絶たれることであると言うのである。その重大な事実を真摯に受け止める必要があるのではないだろうか。

さらには聴覚しょうがいの実態・心理特性を知ると共に、情報伝達・コミュニケーション手段を知ることにも必須のことである。その方法としては、手話、口話、筆談、要約筆記などが挙げられるが、どれが優れているかは即断する訳にいかず、各種の方法に通じている必要がある。例えばそのしょうがいを負うことになる時期、即ち先天性か、中途しょうがい

であるかによって大いに異なったりするからである。つまり、各個人の享受能力の適格な判断も行っており、情報伝達及びコミュニケーションを行わなければならない。現在では手話人口も徐々に増加しつつあると言うが、中途しょうがい者の場合、手話による会話の有効性は期待できない場合が多いと思われる。しかし、勿論手話が有効な場合があることも理解する必要がある。つまり、いずれの場合にも充分対応できる姿勢を確保しておくことが肝要と考えられる。

情報伝達手段・コミュニケーション手段はそれぞれの場面において効果が異なると考えるべきなのである。

4. 聴覚しょうがい者にとってのバリアの把握と バリアフリー施策

本来研究動向と共に述べるべき実践例はどうかという、必ずしも全てを把握することは困難ながら、聴覚しょうがい者を対象とするいくつかの実践事例が挙げられる。即ち手話解説や映像資料に字幕を付記するなどの配慮である。そこで、これまで見てきた研究史の把握と聴覚しょうがいの認識を踏まえ、実践例を織り交ぜながら、聴覚しょうがい者にとってのバリアとして想定されるものは何であるのか、そしてそのバリアフリー施策とは何であるのか述べていきたい。

(1) アクセスに関するバリアフリー

さて、聴覚しょうがい者を対象とするということは、聴覚情報の保障が特に問題視されるであろうが、さらにそれ以前の博物館へのアクセスという根本課題から入っていききたい。何よりもまず、博物館に足を向けさせるための施策の必要性がある。これは聴覚しょうがい者に限ったことでないのは言うまでもないが、博物館経営論に集客という目的理念があり、そのための広報活動の重要性も近年徐々に再確認されつつあり、その延長上に据えて考える必要があると考えるのである。

上述の『アクセシブル・ミュージアム』の調査では、「美術館に行くには、どのような展覧会が行われているのか、自分が興味をもつ展覧会なのかどうか」がわかることが必要だ。しかし、テレビや広告は視聴覚メディアであり、視覚障害や聴覚障害をもつ市

民には伝わりにくい。視覚障害者、聴覚障害者へ直接案内状が届くなど、伝わりにくさをカバーする仕組みへの要望がでた。」と報告されている。

これは一つの方法であり、それがなされるならばそれに優る方法はないのかもしれないが、直接案内状というのも、なかなか達成するに困難な場合が多々あると予想される。

一般には電話一本でアクセスや開館時間、入館料等の情報は入手可能であるが、それが不可能な聴覚しょうがい者に対するFAXサービスの必要性は、不可欠のものであろう。何時でも対応できるように、FAX 情報用紙を常備しておく必要がある。

近年では、ホームページにより情報が手軽に入手できるようになっており、それを活用する方法は今後も拡大されるべきである。しかし、そればかりに頼り、その手段が活用できない、つまり簡単に言えばパソコンを持たない場合がある。その場合も想定し、上記のFAX 対応に頼らざるを得なくなるということ、常に念頭に置くべきであろう。

(2) サービス内容情報の保障

次に、どのようなサービスが受けられるかの情報が把握困難な場合を想定しなければならない。特にレファレンスサービスに関する情報保障が重要視されよう。これらは前項のアクセス保障の段階で共になされるべきものかもしれないし、館内での体制確保も必要である。館内では、まず受付にて、手話解説や要約筆記のできる職員またはボランティアの存在を認知させるための表示などが考えられよう。その表示により認識できるということは、聴覚しょうがい者にとって博物館がより身近になるのに充分な役割を果たすことが期待できよう。

聴覚しょうがい者のアクセスを示す国際シンボルマークもある（第1図）。手話ができることを示すマークも、最近では交番などで見かけるようになっており、もし手話対話が実現できるならば、そのようなサインを提示していくのが望ましいだろう。

筆談や、手話通訳によってサービスの説明をする場合で、必要以上に時間がかかると予想される時は、事務室やそれに相応しいスペースに誘導して落ちついた環境を作り出す必要もある。また受付や、受付以外でも手話や口話により人的対応をする場合、背後が明るくなってしまつては、話し手の口元や手話

を見ずらくさせる恐れがあるので、そのような可能性がないかチェックしておく必要もある。受付に筆談の準備をしておくのも忘れてはならない事項である。

また、聴覚にうったえる展示が行なわれている博物館では、その聴覚展示についての内容を記した解説書が用意されていることが望ましいだろう。次に述べる手話等の情報伝達手段による以前に、前もって用意された解説書の必要性があると考ええる。そしてその存在を示す表示が必要なのは言うまでもない。

また、その他の内容として府中市郷土の森博物館(東京都)では評価されるべき点が見出せる。プラネタリウムの入口付近に「耳の不自由な方へ」として、ナレーションを要約した文章を字幕スーパーで投影していることを掲げ、さらに、投影機の後ろ側の席は字幕が見にくくなる旨の注意を促している。これなどは意外と盲点となっていることではないだろうか。

これらのことは、以後の項にも関わるのであるが、博物館を身近なものにし、お互いの信頼関係を作るために必要不可欠なことばかりであると思われる。

(3) 音声・音楽情報の保障

聴覚情報というのは、何も音声言語に限ったことではない。その音声言語については前述した手話・口話・筆談・要約筆記という方法のいずれかまたはその幾つかの複合によって多くは保障され得るが、前述したような鳥の鳴き声や音楽については、上記の方法では完全な保障が成し得ないことが予想される。それらを念頭に置きつつ、様々な場面に対応できる施策の必要性を考えてみたい。

①情報伝達・コミュニケーション手段とその効用

多くの実践例があると思われるが、筆者自身が確認している内容はさほど多くはない。ここでは海遊館(大阪府)・新潟市美術館の手話による事例をまず挙げたい。

海遊館は、定期的に行われている例である。毎月1回、第1土曜日に約2時間の手話によるガイドツアーが行われていると言う。参加対象を耳の不自由な小学校高学年以上の個人または定員10名の小グループとする。参加料金として入館料の他に100円を徴収し、参加は希望日の1週間前までに電話か

FAXで申し込むという。新潟市美術館では平成4年(1992)の企画展において手話通訳を導入し、その後においても日曜日など各展示に1回は手話通訳解説を実施しているという。通訳は市役所に登録された方によるものである。

その他の例については、博物館の事例ではないが公共機関の実践事例として、鹿嶋市文化スポーツ振興事業団における手話通訳付き講演会を挙げたい。考古学関係の内容について実施され、その際、手話通訳者が事前に講演者の著書を読み、また講演会直前には専門用語等に関する打ち合わせを行ったという。ともすれば専門的になる恐れのある内容について、既にわかり易さで評判の講演者の内容がさらに平易になることにより、理解が深まったはずであると、主催者側では感じられたという²⁴⁾。

やはり手話通訳の解説事例はあまり多いとは思われず、いずれにしても上記3例とも限定要因はあるものの、手話通訳の解説事例が少ない実情の中では特殊な例と考えられ、その対応にもさまざまな形態を見ることができる。

しかし、全く問題が無い訳ではない。手話が、博物館という専門的な内容をどう表現していくかという問題である。専門用語は、筆談や前もって用意した補助カード(絵文字)などによって解説されることが予想されるが、指文字(第1図)²⁵⁾によって表現することも一つの手段として考慮すべきかもしれない。文字で確認するのも良いが、聴者とは異なり、音声として理解できない場合があり、指文字が最も理解に有効である場面も想定する必要がある。

また手話通訳を通じて会話をする時には通訳者を見るのではなく、話し相手である聴覚しょうがい者本人に対して話すことも必要不可欠のことである。コミュニケーションを交わすべき相手として意識されるという心理的效果が期待できると考えられるのである。

日本手話と日本語対応手話との差を知ること、なお有効性を発揮するために必要な事項として挙げ得る。聴覚しょうがい者が日常使う日本手話は、日本語の文法順に手話を駆使する日本語対応手話とは異なるものであり、日本手話が採用できればなお可であるということになると思われる。

なお、聴覚しょうがい者が必ずしも手話ができる

とは限らず、その多くはできないと見た方が良いという考え方もある²⁶⁾。しかし、手話を使えない聴覚しょうがい者の存在は、ろう教育の歴史の中で、当初は（今でも？）聴覚しょうがい者を聴者²⁷⁾に近付けるがため口話教育に傾倒し、手話教育が否定されていたということに起因する要素が多いためという一つの大きな理由がある。現在では、手話への理解は急速に広まりつつあり、文部省は平成5年(1993)になって、ようやくろう教育における手話を認めるようになったという。つまり、手話通訳に非積極的になる必要は全く感じられないのである。手話を使えない人が多いというのは、これまでのろう教育に責任の一端があり、逆に積極的に手話を導入していくことこそ今後必要と考える。

そして何よりも手話の効用として、聴覚しょうがい者にとって会話できたり、講演内容が聞けるという程度のものに留まらない。手話によって説明したり、話をしようとする、難解な表現から、理解に容易な平易な表現への転換に有効であるという意外性があるものと筆者は考えている。上述の講演会は

その例と見られよう。

さらにもし、学芸員が手話がほとんどできなくとも、自己紹介や「よろしくお願いします。」などといった簡単な会話ができる程度の学習がなされていれば、そういった聴覚しょうがい者に対応したいという意向が伝わり、その後のコミュニケーションにおいて、よりスムーズな理解が得られるという期待も持てるのではないだろうか。「手話ができずにすみません」という手話の一言も、過度の緊張をほぐす役割になるとされる。心理的特性として、相手のコミュニケーションに対する努力姿勢が与える効果は、十分に発揮されるものと思われるのである。

口話の限界とは、同じ口形で異なる発音が数多く存在することにある。あ行とはは行は全く同じだし、ば行とま行も同じである。た行とな行、か行とが行も然り。単語にて1例挙げるとするならば、「たまご」「たばこ」「なまこ」は皆同じなのである。口話のみによるコミュニケーションの限界をここに知ることができる。さらに1対1の対話ならば有効な場合もあるであろうが、集団でのコミュニケーションには

あ アルファベットの「A」	い アルファベットの「I」	う アルファベットの「U」	え アルファベットの「E」	お アルファベットの「O」	は アルファベットの「H」	ひ 手話の数詞「1」	ふ カタカナの「フ」	へ カタカナの「ヘ」	ほ 「喉」をかたどる
か アルファベットの「K」	き 影絵のきつね	く 手話の数詞「9」	け アルファベットの「B」	こ カタカナの「コ」の一部	ま アルファベットの「M」	み 手話の数詞「3」	む 手話の数詞「6」	め 「目」をかたどる	も 手話の「同じ」
さ アルファベットの「S」	し 手話の数詞「7」	す カタカナの「ス」	せ 手話の「兄弟」	そ 手話の「それ」	や アルファベットの「Y」	ゆ 点マークの「淵」をかたどる	よ 手話の数詞「4」	濁音（が・ざ・だ・ば行）： 濁音の各指文字を左から右に移動 半濁音（ぱ行）： は行の各指文字を上移動 促音「っ」： 指文字「つ」を後方に引く 長音「ー」： 人差し指で「I」と上から下に空響する	
た 手話の「男」と同じ	ち カタカナの「チ」	つ カタカナの「ツ」	て 手そのものを示す	と 手話の「…と」	ら アルファベットの「R」	り カタカナの「リ」	る カタカナの「ル」	れ カタカナの「レ」	ろ カタカナの「ロ」
な アルファベットの「N」	に カタカナの「ニ」	ぬ 手話の「盗む」	ね 手話の「根」	の カタカナの「ノ」	わ アルファベットの「W」	を アルファベットの「O」	ん カタカナの「ン」	 聴覚しょうがい者の アクセスを示す国際 シンボルマーク	

第1図 指文字（付、聴覚しょうがい者のアクセスを示す国際シンボルマーク）

不向きという面もある。

筆談は一般には最も多用されるということになるであろうが、普通、音声対話の5倍程の時間がかかることを念頭に置き、多忙の時でも聴覚しょうがい者に対しては、それなりの充分な時間を用意して接する必要があるということになる。

筆談との関係も考えるべきかもしれないが、要約筆記という方法もある。勿論その効果的要約方法²⁸⁾を考慮すると共に、これはコミュニケーションというよりは講演会等における情報伝達手段の一つとして多用されるものであり、その意味からOHPなどの機器類が常備されるようにするのが好ましいだろう。黒板やホワイト・ボードよりも効果的であるのは、OHPシートの交換が可能であるということから、いちいち消す必要がないことと、前出の情報を残しておくことができるという点にある。

難聴者にとっては上記手段でなくとも、やや大きな声によりコミュニケーションが可能となることもあるだろう。しかしさらに注意すべきは、博物館などの一般に静寂な空間が好まれる施設において、大きな声を発することにより周囲の者の注目を不注意に引いてしまい、聴覚しょうがい者が嫌悪感を抱いてしまう恐れがあるということである。そうさせないような配慮を心掛けなければならないのであり、何においてもさりげない配慮の必要性を認識しておくのが良いようである。

②映像資料の字幕または手話

映像資料があり、それに音声情報が加わる場合、字幕または手話映像の付加の必要性が認められよう。

神奈川県立生命の星・地球博物館のエントランス・ホールに設置されたブラウン管映像に、手話映像が付加されていることは既に述べた(写真2)。筆者自身、他に手話映像が加わった実例を知らず、こういった例はあまり多くないものと思われる。テレビ放送がそうであるように、全ての映像に手話が入り入れられるというようなことは今後もないであろう。しかし、テレビ放送では文字放送という二次的手段の採用可能なシステムがあり、博物館の映像においても、そういった字幕または手話が一定の操作により加えられるシステムが開発され、今後導入される可能性に期待したい。なお、生命の星・地球博物館の場合は、エントランス・ホールでの展示室への導入

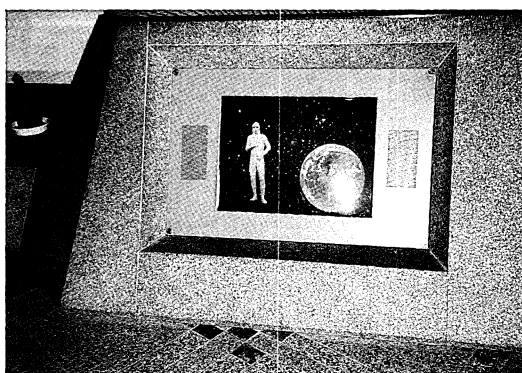


写真2 神奈川県立生命の星・地球博物館の手話付映像(右下に手話)

映像であることに意義があるように思えるのであり、映像機器類の配置状況を勘案した上で、場合により手話映像付加を考慮することが、現段階では望ましいと思われる。

プラネタリウムへの字幕としては、府中市郷土の森博物館で実践されていることは前述した通りである。北九州市立児童文化科学館でも、字幕付放映がなされている²⁹⁾。スライドにより場内放送と共にその要約した内容を字幕で映写するもので、3か月に1回ほどのペースで実施されている。字幕で確認できることによる音声放送の聞き逃しの恐れがないことと、目で文字を追う緊張感から居眠り防止にも効果があるとされる。また、さらにその他の例として、ベネッセスタードーム(東京都)の実践事例が報告されている³⁰⁾。多摩市聴覚障害者協会の要望による企画で、平成11年(1999)7月に実施されたものであり、白い字幕を入れるのは、暗い夜空が白っぽく、つまりその部分が明るくなることや、字幕が消える時の明度差などが問題点として指摘されている。今後はこれらの問題点が徐々に解消され、理想的な方法が拡大されていくものと思われる。

話はやや異なるが、平成11年11月、ろう者の俳優が主演した『アイ・ラブ・ユー』という映画が公開された。手話は勿論、全ての言葉に字幕が付されており、それが聴覚しょうがい者とその生活をテーマとしているので当たり前と言えはそれまでかもしれないが、筆者には何ら違和感なく、逆に手話以外の普通の会話から字幕が取り払われると、内容把握に影響を及ぼしかねないとも感じたものである。また、

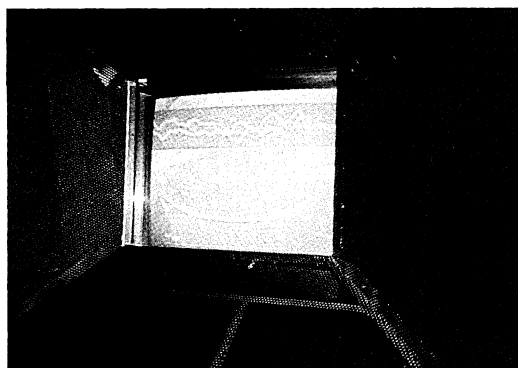


写真3 ラ・ヴィレットの映像展示

最近のテレビ番組では、タレントの言葉を敢えて大きな字幕にして強調するような手法が、多用されているように見受けられる。これは、内容の強調部分を制作者側が示すことであり、また、娯楽性を高める非常に良い効果であると思われるのである。それに限らず、テレビのニュースで、新聞の見出しの如く内容をテロップとして端的に表示しつつ解説するのは、最早不必要とは思われまいだろう。これらの様々なメディアの手法が、そのまま博物館の映像に取り入れられるべきかどうかは一考を要しようが、それらは極めて参考に値する手法であると考えている。

以上は音声言語に限ってその保障を示すものであるが、鳥の鳴き声、音楽など、文字による言語情報では不可能な場合も、それに関する情報保障を考えなければならない。前述した声紋による方法は一策である。パリの理工系博物館であるラ・ヴィレットでは、カーレーサーの心音や呼吸を、それぞれの音声と共に、それぞれ周波状画面（声紋？）にて表示されており、理解の一助となっていた（写真3）。このような手法も有効である一例であろう。また、音楽などは楽譜を画面表示するなどの方法があるかもしれない。なお、これらの手法は、映像資料に限らないことは言うまでもなく、それらの音声・音楽情報のある場では、種々採用され、取り組まれるべきものであろう。

③音声ガイド（オーディオ・ガイド）の代替策

各種音声ガイドの用意されている館が現在では多く見られるが、それはろう者にとっては何等意味を持たないことが多いと容易に予想される。感音性しょうがいによる全ろうの場合などは、全く効果を

期待できない。単なる一般的解説を読む程度の場合には勿論、それが例えば神奈川県立生命の星・地球博物館のように、館長自身による独特の内容や話し振りとなると、その事実自体が期待感を持たせるガイドとなるはずであり、その独自性を同様に聴覚しょうがい者も楽しめるものでなければならないはずである。即ち、その音声ガイドの代替となる印刷物による冊子の用意が好ましいということになる。

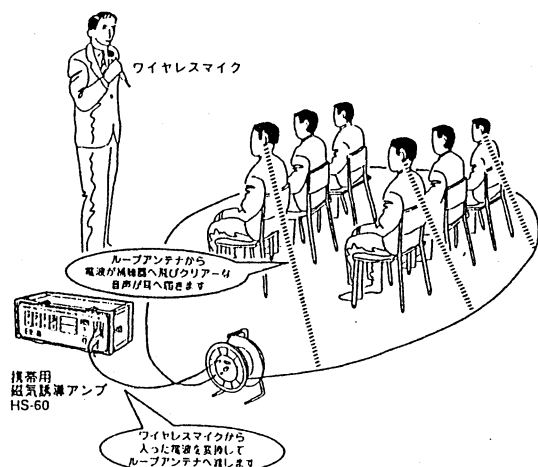
筆者の知る限りでは、静岡県立美術館ロダン館において解説冊子が用意され、貸出可能である旨の表示がなされている。言うまでもなく、この手段は他の館でも講じられるべきである。それが常設展ではなく、特別展・企画展のように短期間のものであっても、音声ガイドが用意されるならば、同様にされるべきであろう。

また、上記の音声ガイドも音量調整の幅が増幅すれば、難聴者への対応がより広がることにつながるし、現在の音声ガイドはどうしてもノイズがあり、それが少しでも解消されるような今後の機器改善が望まれるのである。

④補聴援助システムの採用

補聴援助には補聴器も一つ挙げられる。博物館で各種補聴器を用意するということも考えられるが、それはひとまず置いて、ここでは磁気ループシステムと、「ヒヤリング・エイド」と呼ばれる赤外線補聴システムについて説明を加えておきたい。

磁気ループは磁気誘導ループともいい、第2図に



第2図 携帯用磁気誘導ループ（註20文献より）

示した通り、電気信号がループアンテナ内に磁界を発生させ、補聴器にマイクの音声クリアを送ることができるものである。図は携帯用のシステムであるが、講堂などでは既に床に埋め込まれ、車椅子用空間をつくるのと同様に補聴援助システム空間を作り出すというの、あるべき姿かもしれない。なお、前述のベネッセスタードームでも磁気ループシステムの採用がなされ、効果が上がったとされている。

赤外線補聴システムはマイクで拾った音声を送信機が赤外線に乗せて受信機に送るシステムで、博物館施設としては大阪府立上方演芸資料館（ワッハ上方）の演芸ホールで採用されているという³¹⁾。電波を使うのとは異なり、混信せず大ホールでの使用に耐え得る点で磁気ループシステムよりも優れていると言いきかもしれない。この場合、受信機の借り受けに抵抗が無くなるような、有効な配慮が考案される必要があるようである。なおテレビ用タイプもあると言われ、様々な可能性が今後検証されるべきでもある。

⑤平易解説（リライト）の必要性

先天性しょうがいや、中途しょうがいでも就学前の場合は、言語・文章を言語や文法上の成立要素としての認識に至らない場合があることは事実であり、専門用語に限らず、各種の解説が難解になっているものを、リライトによって平易に解説する必要がある。どこまでどのように平易化するかは、ここでは残念ながら示し得ない。各個人によってその言語獲得の状況は少なからず異なるからである。しかし、これを単に高校生レベルの内容を、小学生レベルまで咀嚼するというようなものと考えべきでもない。聴者の一方的情報操作では、聴覚しょうがい者に「仕方がない」「あきらめる」といった無力感を与えることになりかねないと考えられるのである。研究史の項にあった、口話解説が功を奏したかのような内容は、それが相手に不快感を与えない礼儀であったとも考え得るのである。聴覚しょうがい者のためのリライトは、図書館の事例に範を求めるのも一案かもしれないだろう。

⑥体感音響システムの導入

全ろうだからといって、音楽に関する情報保障が不要であるという論理は全く成立しない。音楽は音階と共にリズム等の様々な要素が複合されるもので

あり、最近では手話による歌集が出版され、各種行事等において手話によって歌うという実践があり、また、カラオケや和太鼓を趣味にする聴覚しょうがい者の存在も無視する訳にはいかない。

そこで、ここでは例えば祭り囃子など、音楽やリズムを伴うものを体感音響システムによって情報伝達する方法の採用を、提言しておきたい。

現在あるシステムは、商品名「ボディソニック」という、デッキチェア風背もたれ椅子で身体に直接振動を与えるものである。また振動発生装置を床下に埋め込むことによるシステム（床下ボディソニック）も開発されているようである。さらには、映画で採用されたことのあるセンサラウンド方式のような、空気を振動させる方法も検討内容とするに不可能ではないのではなからうか。狭い室内空間ならば、大型スピーカーによってもある程度の空気振動の感覚は得られるはずと思われる。

これらのシステムは単に聴覚だけではなく、空気や地面の響きを体感できる展示法として、聴覚しょうがい者に限らず聴者にとっても十分に効果を発揮するはずである。

⑦一方的音声・音楽情報の保障

聴覚にうったえる展示法がある博物館、即ち音声や音楽の情報があり、特にそれがボタン入力等、参加型展示法になっていないなどの一方的状況に置かれ、自然に耳に入る状態が作り出されている場合、聴覚しょうがい者はそれに気付かずにいる場合が想定される。単なるBGM的なものでも、本来保障されなければならないのかもしれない。例えば、BGMとして流れている曲のその曲名などが、受付カウンターや展示室などのいずれかの位置にて示されていれば、中途しょうがいならばその曲を想起することも可能となる場合もあると思われるのであり、さらにその心理的效果にも期待できると考えられ、検討の余地があると考ええる。

逆に映像資料があっても、音声・音楽を全く挿入しないもの場合は、そのことも周知させておく必要がある。映像には、音声・音楽が挿入されるという先入観を持ってしまう恐れもあると考えるのである。

(4) 聴覚しょうがい者用機器類

聴覚しょうがい者にとっては、前述した補聴援助

システムがまず挙げられるが、それ以外のものをここで取り上げたい。

まず、レファレンス・サービス部門や受付で、利用者の呼出という必要が生じる場合に対応するための振動式呼び出し器の設備がある。商品名「合図くん」と言われる機器³²⁾（単方向性・双方向性とも有り）は、可動域が15～20m程ということであり、広い館内全域は覆えないが、功を奏する場合はあると思われる。さらに距離を保てる機器もあるというが、価格が跳ね上がってしまうようであり、安易に導入できないであろう事情を認めざるを得ない。更なる改良・開発を待ちたい。

通信機器としては、音声を拡大できる公衆電話や、FAXなどが挙げられる。公衆電話は、他の騒音を遮断する意味で、電話ボックスにした方が聴覚しょうがい者には効果的なようである。しかし、車椅子用の面積確保など、制限要素は多いかもしれない。公衆FAX設置が不可能な場合は、事務用FAXが転用できる旨の表示が必要である。

(5) 近隣ろう学校との連携

近年、盲学校と博物館の連携は、アウトリーチ・プログラムの実践例が報告される³³⁾など、博物館のバリアフリー施策において、視覚しょうがい者への施策として行われている事実は、ここでも多くなりつつある。単にろう学校への施策が報告されていないだけでも思われるし、こういったことは敢えて報告の義務があるというものでもない。

言うまでもなく、近隣ろう学校との連携により、アウトリーチがあったり、来館の促進を図って、手話解説等の手段を豊富に取り入れ、聴覚しょうがい就学児・者への配慮がなされるべきであろう。連携・連絡を取ることによって、それぞれの就学児・者への最も適切な情報伝達・コミュニケーション手段が採用できることになるであろう。

またろう学校に限らず、地域の聴覚しょうがい者団体との連携もまた必要であることは言うまでもない。あらゆる可能性がそれぞれに認められるはずである。

(6) 職員としての存在と研修

現在、聴覚しょうがい者であり学芸員として勤務しているという事例を、筆者自身は知らない。博物館法・同施行規則では、所謂「障害」による欠格条

項というものは設けられていないということは、その存在が十分に予想し得るものである。学芸員と言わずとも、事務職員であったり、ボランティアとしても門戸が広がるよう、今後の情勢に期待するものである。聴覚しょうがい者である職員の存在は、各種サービス・情報伝達など様々な場面に十分な対応をなさしめるものとなることは間違いなからう。

また、聴覚しょうがい者への対応方法に関する職員の研修がなされるようであれば、なお効果は増大するであろう。その際、聴覚しょうがい者の心理面を知ることができれば、いかに聴覚しょうがい者をリピーターたらしめられるかに役立てられるはずである。

(7) 聴導犬

視覚しょうがい者にとっての盲導犬は、全てではないにしても、今では世間に理解が深まりつつあるものと思われる。それに対し、標記の聴導犬はその存在すら理解されていないのではないかと思うところである。かく言う筆者自身も聴導犬の実態を実はあまりよく知らない。やっと二桁となる程度の数で、極めて少ないながらも今現在活躍しているようである³⁴⁾。盲導犬をペットと見做し、入店拒否をする喫茶店などが今でもあることが新聞の投書欄などで窺い知ることができ、極めて遺憾に思うところであるが、さらに聴導犬となると、その対応はさらに複雑になる恐れを感じずにはいられない。勿論、聴導犬を単にペットと見做し、その同伴によって博物館入館拒否がなされることがあるようでは、それは最早差別であり本来許されざるべきものである³⁵⁾。いずれにしても、まずはその存在を知った上で、いつでも対応できる姿勢を保てるよう心掛けというのが、筆者が今のところ述べられる全てである。

(8) 危機管理

緊急事態（事故・災害）というのは、無いに越したことがないというのは言うまでもない。しかし、それが完全に回避できるものでないというのも間違いのないところであり、そういった事態に備えるべきは当然のことである。どうしても音声情報に頼るケースが多くなると予想されるが、避難経路の情報保障、緊急連絡が音声情報のみではなく、視認できる災害時誘導用設備の採用を考えなければならない。地震のように肌身で感じられる災害の場合はす

ぐに対応する姿勢を持ち易いが、館内は勿論、館周辺での火事のような場合、聴覚しょうがい者にとって館内放送では対応できないことがある。勿論、一見してしょうがい者としての認識に至らない可能性のある聴覚しょうがい者が入館していたという場合があることも、想定しなければならない。つまり、聴覚しょうがい者に対応できるために、電光掲示板や警告ランプが設置されるようにしなければならない。なお、電光掲示板は緊急時のみならず、普段の館内放送でまず使用されるべきものである。

その他具体的には、新設、または改築の可能性のある場合、床埋め込み式で非常口へ導く光走行式避難誘導装置（非常用誘導点滅ランプ）が望ましい。避難方向に順次に点滅することにより非常口まで誘導するもので、火災などの発煙時に這って行く場合の避難経路確保にも有効である。

また加えて、それらのランプも、閃光強度が特に幼児や高齢者に対してショックを与えるものとならない配慮が必要である。

さらにエレベーターについても留意しておくべき点がある。でき得るならば、扉は外部が見える状態のガラス窓採用が望ましい。外の光景が望めるガラス張りエレベーターも有効であろう。緊急時の情報が視覚で確認できるための措置として一考を要すると思われる。また、音声情報を発し得ないということ想定し、音声に頼らない緊急時の自動連絡システムの設置が必要であろう。

またこれらの設備が誤作動したり、災害により作動しなかったりすることをも想定し、プラカード等による代替え措置も準備しておく必要もあることを認識すべきである。

5. おわりに

最近の博物館学の研究では、本誌前号の奥田環氏による、乳幼児ケア設備に関する論考に筆者は注目した³⁶⁾。実態として今だ未整備である現状が明らかにされるとともに、今後の施策の必要性が認識されるものであった。トータルな見方が必要な反面、時には視点を狭めて主張し学界内の認識を深めると言うのは、無意味でないことを教えてくれたと筆者は感じたものである。

博物館で聴覚しょうがい者が疎外されるというの

は決して許されるものではなく、本稿の目的の一つがそのための認識を促す意味であることは冒頭に述べた。筆者は現在の博物館で聴覚しょうがい者に対する活動があまりなされていないように感じており、それが単なる思い過ごしであるならば結構なこととも思いつつ、現実はやはりとてもそのようなことはないだろうと思っている。村上良知氏の調査結果でも、その状況は明白であることが理解された³⁷⁾。

視覚情報にのみ頼っている博物館ならば良いということでもないはずである。聴覚しょうがい者への対応は様々予想されなければならないのであり、本稿で示したことは、個々を見るにおいては当たり前なことの指摘に留まるように見えるかもしれないが、それでも実に多くの検討内容を挙げることができ、その対策を講じる必要があることが理解頂けたのではないと思う。しかし、本稿にて挙げた内容を全て実行しなければならないと強調するものでもない。博物館が聴覚しょうがい者のためだけにあるのではないことも間違いない事実であり、それぞれの運営形態等、諸事情により、なすべきことの優先順位があつて然るべきと思うのである。また、紙数の都合により非常に雑駁となつてしまい、詳述できず説明が足りなかったり、他にも筆者自身指摘し得なかった内容がまだあるかもしれない。本稿はあくまでも序論であり、今後の再検討が各博物館にてなされることに期待したい。

勿論、視覚しょうがい者や車椅子使用者などハンディキャップを持つあらゆる人への配慮もさらに考究し、新たな施策を見出すべきであろう。ユニバーサル・ミュージアムと言えるように、本当の意味で全ての人に開かれた真の博物館となっていくことを切に望むものである。

〔註〕

- 1) 「博物館のバリアフリー計画」『國學院大學博物館学紀要』第21輯 1997年
「ユニバーサル・ミュージアムに求められる施策」『生涯学習空間』No.11 1998年
「博物館のより良きバリアフリー施策を目指して」『ユニバーサル・ミュージアムをめざしてー視覚障害者と博物館ー』－生命の星・

- 2) 筆者は常日頃より「差し障りがある」に通じる漢字表記の「障害者」という表記方法を避け、「しょうがい者」というひらがな表記にこだわっている。本稿もこだわりを続け、「しょうがい者」表記に徹する。なお、書名、法令名などの固有名詞の場合や、文章の引用の場合はその限りでない。詳細は註1・1997年文献153～154頁を参照されたい。
- 3) 4つのバリアとは、『障害者白書』平成7年度版などに見られる如く、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁に分けられる。
- 4) 註1・1997年文献 154～162頁
- 5) 棚橋源太郎 1930『眼に訴へる教育機関』寶文館 363～365頁
註4においては、昭和13年(1938)の『博物館研究』誌上の記載例を初出としたが、本稿の通り訂正する。
なお、以後研究史の項においてのみ、故人も含まれるということから敬称を略ささせて頂きました。関係者の方々にはお詫び申し上げます。
- 6) 岩崎友吉 1979「博物館の機能上の一つの課題—身体障害者へのサービス—」『博物館学雑誌』第3巻・第4巻合併号
- 7) 山田英徳 1979「理工学系博物館」『博物館学講座』第8巻「博物館教育と普及」
- 8) 兵藤正明 1981「専門博物館」『博物館学講座』第7巻「展示と展示法」
- 9) 『博物館研究』Vol.16 No.7
- 10) 触察展示コーナーについては同年以前にも開設事例がある。例えば昭和42年(1967)のマリーン・パレス(大分生態水族館)、同54年の岐阜県博物館などである。
- 11) ロジャー・S・マイルズ編 1982、中山邦紀訳 1986『展示デザインの原理』丹青社
- 12) 駒見和夫 1994「博物館と障害者」『国府台』5 和洋女子大学文化資料館
- 13) 「博物館の解放—発達障害をもつ人々たちに対する視点—」『国府台』6 1996年
「バリアフリー博物館への指向」『博物館学雑誌』第22巻第1号・第2号合併号 1997年
「視覚型展示から知覚型展示へ」『国府台』9

- 14) 日本障害者芸術文化協会 1998『アクセシブル・ミュージアム 文化施設のバリアフリー化に関する調査研究報告書』
- 15) 村上良知 1998「博物館における視覚・聴覚障害者に対する配慮に関する全国調査」『熊本県立大学 生活科学部紀要』第4巻
村上良知 1999「視・聴覚障害者の認識支援について—全国調査における博物館スタッフの意見から—」註16文献所収
- 16) 『ユニバーサル・ミュージアムをめざして—視覚障害者と博物館—』—生命の星・地球博物館開館三周年記念論集— 1999年
- 17) 神奈川県立生命の星・地球博物館 濱田隆士館長の提唱による。
- 18) 図書館問題研究会編 1981『障害者と図書館』ぶどう社
- 19) 齊藤禎子「聴覚障害者と国語と図書館と」註18文献41～49頁
- 20) 社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会 1986、1998改訂『聴覚障害者も使える図書館に 図書館員のためのマニュアル』日本図書館協会
- 21) 日本図書館協会障害者サービス委員会編 1994『すべての人に図書館サービスを—障害者サービス入門』日本図書館協会
- 22) 滝沢広忠 1999「聴覚障害者の心理臨床 今後の課題」『聴覚障害者の心理臨床』日本評論社
- 23) E&Cプロジェクト他制作 1995『耳の不自由な人が感じている 朝起きてから夜寝るまでの不便さ調査 アンケート調査報告書』社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター
- 24) 石橋美和子氏のご教示による。講演は平成11年2月に國學院大學教授・小林達雄氏により行われたものである。
- 25) 第1図の指文字表は、NHK『みんなの手話』テキストを参考として作成したものである。
- 26) 駒見和夫氏は、註12文献で「手話による対話方法」といわれるとよいが、聴覚障害者には手話を使えない人も多い。そのため、時間はかかるが筆

記対話による対応の方が効果を生むようである。」と述べている。

- 27) 「しょうがい者」に対する「健常者」のように、「聴覚障害者」に対して「健聴者」という場合が一般的であるが、本稿では近年使用されつつある「聴者」とする。
- 28) 要約筆記に関しては、次の文献が参考となる。
山城秀生監修・上村博一著 1995『字が話す
目が聞く一筆記通訳（要約筆記）とはなにか？』新樹社
- 29) 西日本新聞九州版1999年2月10日号（『地域福祉情報』ジャパン通信情報センター発行、1999年4月号再録）による。
- 30) いくお～る編集部 1999「～プラネタリウムに
情報保障～星空を楽しむ」『いくお～る』第
32号 ベターコミュニケーション研究会
- 31) 読売新聞大阪版1999年4月10日号（『地域福祉情報』1999年6月号再録）による。
- 32) 主に聴覚しょうがい者用機器・図書類販売専門
の（株）ワールドパイオニア（東京都中野区）にて扱っている。
- 33) 長島雄一 1999「盲学校での『博学融合』授業
（アウトリーチ・プログラム）－博物館のバ
リア・フリーへの試み－」『社会教育』第54
巻5月号 全日本社会教育連合会
- 34) 朝日新聞1998年4月20日号の記事「育て聴導犬」
によれば、20匹程となっている。神奈川新聞1999
年10月21日号（『地域福祉情報』1999年12月号再録）
では11匹という。いずれにしても極めて数少ない
のが現状である。現在、「ジャパン聴導犬協会」（長
野県宮田村）、「聴導犬育成の会」（神奈川県鎌倉市）
で各種試みが実施されており、2000年には日本聴
導犬協会（仮称）が設立される予定であるという。
- 35) 動物園において、盲導犬によって興奮した動物
が柵に激突して死亡し、同時にそれに逆に驚いた
盲導犬が突進してしまい、飼い主に怪我を負わせ
てしまったという一事実も聞き及んでいる。その
一事実をもって全て否定する訳にもいかず、慎重
に考慮していく必要があると言えるのである。
- 36) 奥田 環 1999「博物館の乳幼児ケア設備」『博
物館学雑誌』第25巻第1号
- 37) 註15・1998年文献による。

〔参考文献〕

荒木兵一郎監修・中井多喜雄著 1999『福祉・住環
境用語集』学芸出版社

付記：本稿を草するにあたり、奥野花代子・村上良
知・長尾章郎の諸先生には御教示・御協力を賜
りました。また、國學院大學手話サークル・ま
りおねっとで手話指導をされている酒井せつ
子さんには、聴覚しょうがい者の立場で非常に
有益な御意見を頂戴しました。ここに記し、深
謝の意を表します。